

令和5年度海外展開関連補助・助成制度等一覧

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
中小企業等外国出願支援事業 <small>※実施未定、右記記載は昨年度実績</small>	以下の要件を満たす中小企業者 (1)日本国内に主たる事業所を有する (2)外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(選任代理人)の協力が得られる、又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる (3)本事業実施後のフォローアップ調査および、査定状況報告書に協力する (4)暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと	助成対象期間から実績報告書締切日に発注/契約、実施、支払いが行われた経費(外国特許庁等への納付出願料、代理人費用、翻訳費等)	補助率: 助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て) 補助上限額: 1事業者あたり300万円以内(ジェトロと地域実施機関にて採択した補助金合計) 1申請案件あたり: 特許 150万円 実用新案、意匠、商標 60万円 冒認対策商標 30万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel:099-226-9156 E-mail:KAG@jetro.go.jp
中小企業等外国出願中間手続支援事業(審査請求) <small>※実施未定、右記記載は昨年度実績</small>	以下の要件を満たす中小企業者 (1)日本国内に主たる事業所を有する (2)外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(選任代理人)の協力が得られる、又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる (3)今回の申請に係る助成を受けた「外国出願支援事業」の「査定状況報告書」、及び特許庁による「令和3年度フォローアップ調査(アンケート)」を提出していること。また、本事業実施後の「査定状況報告書」を提出する (4)暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと	助成対象期間に発注/契約、実施、支払いが行われた経費 (1)外国特許庁への審査請求料(審査請求と同時に修正費用(誤記の訂正等は除く)についても対象) (2)(1)に要する国内代理人・現地代理人費用 (3)(1)に要する翻訳費用	補助率: 助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て) 補助上限額: 1事業者あたり60万円以内 審査請求書1件に対する上限額 20万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel:099-226-9156 E-mail:KAG@jetro.go.jp
中小企業等外国出願中間手続支援事業(中間応答) <small>※実施未定、右記記載は昨年度実績</small>	以下の要件を満たす中小企業者 (1)日本国内に主たる事業所を有する (2)外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(選任代理人)の協力が得られる、又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる (3)今回の申請に係る助成を受けた「外国出願支援事業」の「査定状況報告書」、及び特許庁による「令和3年度フォローアップ調査(アンケート)」を提出していること。また、本事業実施後の「査定状況報告書」を提出する (4)暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと	助成対象期間に発注/契約、実施、支払いが行われた経費 (1)外国特許庁への中間応答(意見書、修正書、その他各国が求める資料の提出)にかかる手数料 ※中間応答期間の延長手続き費用は助成対象になりません。 (2)(1)に要する国内代理人・現地代理人費用 (3)(1)に要する翻訳費用	補助率: 助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て) 補助上限額: 1事業者あたり30万円以内	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel:099-226-9156 E-mail:KAG@jetro.go.jp
中小企業等海外侵害対策支援事業(冒認商標無効・取消係争支援事業) <small>※実施未定、右記記載は昨年度実績</small>	海外で現地企業等に冒認出願された場合において、相手方の権利を取り消すために冒認商標無効・取消係争事業の助成を希望する各種要件(詳細はWEBを確認)を満たす中小企業者等	(1)冒認商標を取り消すための、異議申立て、無効審判請求、取消審判請求に要する費用 (2)(1)に要する弁護士、弁理士等の代理人費用(和解金・損害賠償金は含まず)	補助率: 3分の2 上限額: 500万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel:099-226-9156 E-mail:KAG@jetro.go.jp
中小企業等海外侵害対策支援事業(防衛型侵害対策支援事業) <small>※実施未定、右記記載は昨年度実績</small>	海外において、外国企業から以下のA~Cの理由により権利侵害を指摘され、警告状を受けたり、訴訟を提起されるなど係争に巻き込まれている各種要件(詳細はWEBを確認)を満たす中小企業等 ※係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外 A.冒認出願等により係争対象国での産業財産権を現地企業に先取りされているため係争となっている B.係争対象国において無審査によって取得できる産業財産権が、現地企業との間で並存しているため係争となっている C.係争対象国での産業財産権を保持しつつも、事業を実施していない現地企業から権利行使され、係争となっている	弁理士・弁護士への相談費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用など(和解金・損害賠償金は含まない)	補助率: 3分の2 上限額: 500万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel:099-219-1272 E-mail:ikusei@kisc.or.jp URL:https://www.kisc.or.jp
中小企業等外国出願支援事業	(1)鹿児島県内に主たる事業所を有すること (2)中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループであること	(1)外国特許庁への出願手数料 (2)現地代理人に係る費用 (3)国内代理人に係る費用(外国出願に係る費用に限る。ただし、日本国特許庁に対する手数料印紙代は助成対象外) (4)翻訳にかかる費用	助成対象経費の2分の1以内 ※上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額 (1)1企業に対する1会計年度内の助成金の総額……………300万円 (2)1出願に対する助成金の総額 ①特許出願……………150万円 ②実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願(次に掲げる商標登録出願は除く)……………60万円 ③冒認対策商標……………30万円 ※国内消費税分は除く	公益財団法人 かごしま産業支援センター Tel:099-219-1272 E-mail:ikusei@kisc.or.jp URL:https://www.kisc.or.jp

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
鹿児島県グローバル産地づくり推進事業	県内農林水産漁業者、市町村等	輸出事業計画の策定や計画の実施に要する経費	負担割合： 国 10分の10 (上限550万円)	鹿児島県農政部農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 Tel:099-286-3095
かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業 (かごしま農産物等海外販路開拓支援)	輸出商社又は県産農産物等集出荷業者	県産農産物の新たな海外販路開拓に資する以下の取組に要する経費 (1)輸出環境整備(県内で集荷した県産農産物等のテスト輸送及び鮮度保持等の試験に係る経費(サンプル経費含む)等) (2)海外営業活動(県内産地へのバイヤー招へい、見本市・フェア等への出展、商談会参加、市場調査等)	負担割合：(1)県 10分の10 (2)県 2分の1 ※(1)、(2)合わせて上限500万円	鹿児島県農政部農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 Tel:099-286-3095
かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業 (グローバルファーマー育成支援)	県内農業者等	輸出先国の規制等に対応した生産体制や海外への販路開拓の取組に要する先行投資経費	負担割合：県 3分の2 (上限100万円)	鹿児島県農政部農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 Tel:099-286-3095
かごしま茶海外商談会参加等助成事業	かごしま茶輸出サプライチェーンシステムで流通する茶を取り扱う県内茶商	海外商談会参加及び海外での商談活動に要する経費(交通費、宿泊費、通訳費、出展料)	上限200千円	公益社団法人 鹿児島県茶業会議所 Tel:099-267-6063
かごしまのさかな稼く輸出応援事業	漁業協同組合等	(1)漁協や商社等が行う本県水産物の販売促進活動を支援 (2)新規輸出品の開発、トライアル輸出等を支援	補助率：定額	鹿児島県商工労働水産部 水産振興課水産流通対策係 Tel:099-286-3435 E-mail:suiryu@pref.kagoshima.lg.jp
県産品攻めの海外展開促進・強化事業 (鹿児島県産品販路拡大支援事業)	鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓に資する取組を行う輸出商社等	輸出商社等が実施する、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓(新規生産者又は新規品目若しくは新規販路先との取引開始)に資する取組に要する経費。 (1)海外での営業活動に係る旅費、賃金、通訳費・翻訳料、手数料、通信費、広報費、委託料、出展料、賃借料、使用料、資材購入費 (2)県内産地への海外バイヤー招聘に係る通訳費・翻訳料、バイヤー旅費・宿泊費 (3)効率的な輸送ルート構築するためのテスト輸送に係る賃借料、輸送費 ※詳細については、公募開始時に公表	補助率：定額	鹿児島県商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 貿易振興係 Tel:099-286-3053 E-mail: boueki@pref.kagoshima.lg.jp
県産品攻めの海外展開促進・強化事業 (デジタルツール活用促進事業)	デジタルツールを活用して販売力・商談力の強化を図る新たな取組を行う鹿児島県産品の輸出に取り組む県内事業者	県内事業者が実施する、デジタル化・オンライン化に対応した販売力・商談力を強化する取組に要する経費 (1)ECサイト出店 出店経費、コンサルティング費、運営代行費、マーケティング、広報費 (2)自社ホームページ・EC 外国語版(多言語化)改修費等 (3)デジタルツール作成 販促用動画作成費、WEBカタログ作成費 (4)商品改良 商品パッケージデザイン改良費等 (5)研修会参加・開催 受講料、旅費、講師派遣(謝金、旅費等)、使用料及び賃借料 ※詳細については、公募開始時に公表	・補助率:対象経費の1/2以内 ・1者あたり上限500千円	鹿児島県商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 貿易振興係 Tel:099-286-3053 E-mail: boueki@pref.kagoshima.lg.jp
製造業海外取引支援事業 海外商談会出展支援補助金 (海外の商談会等に出展するための経費の一部を助成)	県内に主たる事業所を有する中小製造業者 ※みなし大企業は除く。	(1)出展料、小間料 (2)ブースの装飾費 (3)使用料(会場の電気使用料等) (4)出展製品の輸送費 (5)旅費、宿泊費 (6)印刷製本費 (7)通訳料 (8)商談アドバイザー料等	補助率： 補助対象経費の2分の1以内 補助上限額： 50万円	鹿児島県産業立地課 ものづくり支援係 Tel:099-286-2970 E-mail:monozukuri@pref.kagoshima.lg.jp
稼く「かごしま材」輸出拡大事業	県産材の輸出を行おうとする団体・法人であり、鹿児島県産材輸出サポーターに登録しているもの	(1)内装材等製材品のPR (2)海外バイヤーの県内への招へい (3)商談の実施 (4)製材品等のトライアル輸出に必要な強度試験や証明等	補助率： 補助対象経費の2分の1以内	鹿児島県環境林務部 かごしま材振興課 Tel:099-286-3366 E-mail:mokuzaisuisin@pref.kagoshima.lg.jp HP:鹿児島県産材輸出サポーター:https://www.pref.kagoshima.jp/ad10/sengyorodo/rins/ji/ringyo_mokuzai/yushutsu_supporter.html
志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業	荷主企業で、次の条件を満たすもの (1)志布志港又は川内港を新規に利用する事業であること。ただし、県内他港湾から志布志港又は川内港への利用港湾の変更を除く。 (2)次に示す3つの要件を全て満たす事業であること。 ア.志布志港又は川内港の輸出入強化に資する計画であること。 イ.事業実施により事業実施翌年から5年以内に年間25TEU以上の取扱が見込めること。 ウ.モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。 (3)次に示す運送実験の効果検証への協力、結果活用に同意すること。 ア.補助事業者がもつ運送実験関連情報を県に提供すること。 イ.補助事業期間中に実施する運送実験に係る県のヒアリング調査へ協力すること。 ウ.利用事例として、調査結果のポータルサイトへの活用へ同意すること。 エ.補助事業期間終了後の継続的な県の調査に協力すること。	(1)海上輸送費 (2)国内陸上輸送費 (3)国内荷役料 (4)梱包料 (5)輸出入諸経費	【輸出】 補助対象経費の2分の1以内 (上限額は150万円) 【輸入】 補助対象経費の2分の1以内 (上限額は75万円)	鹿児島県土木部港湾空港課 Tel:099-286-3640 E-mail: kouwanp@pref.kagoshima.lg.jp HP: https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/trial/trialtop.html

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
輸出チャレンジ支援事業	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、市税を滞納していないもの	(1)海外で開催される展示会等への出展に要する経費 (2)海外市場におけるニーズ調査に要する経費 (3)海外現地視察にかかる経費	(1)補助金の額 対象経費の2分の1以内の額 (2)上限額 200,000円	鹿児島市産業政策課企画調整係 Tel:099-216-1318 E-mail: san-seisaku@city.kagoshima.lg.jp URL:https://www.city.kagoshima.lg.jp/kei-seisaku/sangyo/shokogyo/kaigaitenkai/yushutsu-h27.html (※令和6年3月末日までに事業が完了すること)
「メイドインかごしま」支援事業	(1)新商品販路開拓事業(海外) ①鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、市税を滞納していないもの ②海外向け商品の製作を行うもの (2)海外展開支援事業 ①鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、市税を滞納していないもの ②越境ECサイト等を活用した海外販路開拓を行うもの	(1)試験及び検査等に要する経費、試作品等の製作に要する経費、専門家に対する謝金、デザイナーに対する委託料、謝金、翻訳料等 (2)越境ECサイト等への出店に要する経費、海外向け広告費、事業計画等策定に係るコンサルティング費、商品ページ制作に係る翻訳料、越境ECサイト等の作成に要する費用等	(1)補助率: 対象経費の2分の1以内 (限度額30万円) (2)補助率: 対象経費の2分の1以内 (限度額10万円)	鹿児島市産業支援課 ものづくり係 Tel:099-216-1323 E-mail: san-monodoku@city.kagoshima.lg.jp URL: http://www.city.kagoshima.lg.jp/
鹿児島市中小企業資金融資事業 (新事業展開支援資金)	本市事業所において同一事業を1年以上営む中小企業者で海外への販路拡大に取り組むもの(輸入に関するものは除く)	鹿児島市新事業展開支援資金の融資に係る保証料	保証料の3分の2以内の額	鹿児島市産業支援課金融係 Tel:099-216-1324 E-mail: san-kinyu@city.kagoshima.lg.jp
かのや逸品ビジネスマッチング支援事業	(1)市内に住所を有し、地域資源及び地域資源を活用した商品等の販路開拓のために、国外の展示会や商談会へ参加する個人又は事業団体であること (2)市税に滞納がないこと	(1)出展料 (2)通訳料 (3)ブース設置に係るリース代、工事代、電気代、使用料など	(1)補助金の額: 補助対象経費の2分の1以内 (2)限度額:20万円 (3)申請回数: 1年度につき1回まで	鹿屋市産業振興課 かのや食・農商社推進室 Tel:0994-31-1180
特産品販路拡大支援事業	(1)市外または国外において開催される物産展等で、国、自治体、公益法人、公共機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの (2)市内に本店又は主たる事業所を有している者 (3)市税を滞納していない者	(1)出展料 (2)小間等装飾 (3)会場借上料 (4)什器類借上料 (5)旅費 (6)運搬費 (7)通訳費 (8)翻訳費 (9)新型コロナウイルス感染防止対策費等の一部	補助対象経費の3分の2以内の額、上限30万 (上限に達するまで複数回の申請可)	枕崎市水産商工課商工振興係 Tel:0993-76-1667 URL: http://www.city.makurazaki.lg.jp/soshiki/suisan/16690.html
阿久根市物産品販路拡大等事業補助金	市内の農林水産業者若しくは中小企業者又は農林水産業者若しくは中小企業者の組織する団体	(1)出展料 (2)会場使用料 (3)会場設営費 (4)PR用試供品及び消耗品費 (5)備品借用費 (6)電気工事費 (7)給排水施設使用料 (8)搬送経費 (9)光熱水費 (10)交通費及び宿泊費 (11)フレット等の作成費 (12)販売促進員雇上料	(1)販売を行わない商談会等 (2)県外(国外を含む。)で開催される販売を行う商談会等 →補助率等については、阿久根市商工観光課商工振興係にお問い合わせください。	阿久根市商工観光課 商工振興係 Tel:0996-73-1278 Fax:0996-72-2029 E-mail:suisho@city.akune.kagoshima.jp
出水市地場産業販路拡大支援事業補助金	(1)中小企業者等市内に主たる事務所又は事業所を有し、税の滞納がない者で次のいずれかに該当するものとする。 ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額の2分の1を超える額を大企業者(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者をいう。)が有していないもの イ 本市と立地協定を締結している事業者 ウ 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 エ 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者(法人又は団体にあつては、アに規定する規模を超えない者に限る。) オ 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者(法人又は団体にあつては、アに規定する規模を超えない者に限る。) (2)製品等市内で生産・製造又は開発をした次のいずれかに該当するものとする。 ア 市内で生産された農林水産品 イ 主たる原材料が市内産であるもの ウ 本市の名称、市内の観光資源等に関連した製品又は容器包装の製品 エ 工業製品、製造技術、自社開発システム及びコンテンツ オ その他市産業発展又は雇用増進に寄与するもので市長が特に認めたもの	(1)出展(小間)料及び展示装飾費 (2)通訳・翻訳費 (3)出展物輸送費 (4)販路拡大事業に係る資料作成費 (5)販路拡大事業に係る旅費 (6)前各号に係る委託費 (7)販路拡大事業に係るコンサルタント料 (8)広告宣伝活動費 (9)商品又はパッケージの開発費 (10)その他市長が必要と認める経費	(1)国内外の販売を伴わない販路拡大事業 …補助率 2分の1 (2)国内外の販売を伴う販路拡大事業 …補助率 3分の1 ※1事業者当たり、上限50万円	出水市観光交流課観光振興係 Tel:0996-63-4061 E-mail:kanko_c@city.izumi.kagoshima.jp
指宿市特産品販路拡大支援事業	(1)市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2)市税その他の市に対する責務に滞納がない者	出展料、参加料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費等	補助率: 補助対象経費の2分の1以内 補助上限: 海外商談会等 10万円 県外商談会等 5万円	指宿市ふるさと納税課 特産品振興係 Tel:0993-22-2111 Fax:0993-24-3826 E-mail: furusato-tokusan@city.ibusuki.jp

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先																																										
薩摩川内港貿易補助金	川内港において外資定期コンテナ船(内航フィーダーコンテナ船を含む)又はその他外国船を利用し、外国との商取引を行う企業(個人経営者含む)に対して交付する。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>新規利用事業名</td> <td>■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円</td> <td>■1年度当たりの上限額 80万円</td> </tr> <tr> <td>継続利用事業名</td> <td>■コンテナ貨物(1個当たり) 2万円</td> <td>■1年度当たりの上限額 40万円</td> </tr> <tr> <td>リーファコンテナ加算</td> <td>■上記にそれぞれ</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>産直港湾農産品加算</td> <td>■上記にそれぞれ</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>産直園地加算</td> <td>■上記にそれぞれ</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>新規継続利用事業名</td> <td>■バラ貨物(1kg当たり) 1万円</td> <td>■1年度当たりの上限額 40万円</td> </tr> </table> <p>※製紙原材料であるチップの貿易活動は対象外となります。 ※新規利用事業者:川内港貿易補助金の交付実績のない事業者 ※復活利用事業者:前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けていない事業者 ※継続利用事業者:前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者 ※コンテナは20フィート40フィートに関わらず同額となります。</p>	新規利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円	■1年度当たりの上限額 80万円	継続利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 2万円	■1年度当たりの上限額 40万円	リーファコンテナ加算	■上記にそれぞれ	1万円	産直港湾農産品加算	■上記にそれぞれ	1万円	産直園地加算	■上記にそれぞれ	1万円	新規継続利用事業名	■バラ貨物(1kg当たり) 1万円	■1年度当たりの上限額 40万円	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel:0996-25-3300																								
新規利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円	■1年度当たりの上限額 80万円																																												
継続利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 2万円	■1年度当たりの上限額 40万円																																												
リーファコンテナ加算	■上記にそれぞれ	1万円																																												
産直港湾農産品加算	■上記にそれぞれ	1万円																																												
産直園地加算	■上記にそれぞれ	1万円																																												
新規継続利用事業名	■バラ貨物(1kg当たり) 1万円	■1年度当たりの上限額 40万円																																												
薩摩川内港木材輸出促進補助金	薩摩川内港を利用して木材を輸出した企業(個人経営者を含む。)に対して交付する。なお、川内港貿易補助金との重複受給はできません。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">常熟港外</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>単価</td> <td>1年度あたりの上限</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>4万円</td> <td>30本 120万円</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>3万円</td> <td>30本 90万円</td> </tr> <tr> <td>燻蒸</td> <td>15万円</td> <td>3回 45万円</td> </tr> <tr> <td>バラ貨物</td> <td>新規・継続</td> <td>45万円 2隻 90万円</td> </tr> <tr> <td>燻蒸</td> <td>15万円</td> <td>2回 30万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">常熟港</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>単価</td> <td>1年度あたりの上限</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>5万円</td> <td>30本 150万円</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>4万円</td> <td>30本 120万円</td> </tr> <tr> <td>燻蒸</td> <td>15万円</td> <td>3回 45万円</td> </tr> <tr> <td>バラ貨物</td> <td>新規・継続</td> <td>45万円 4隻 180万円</td> </tr> <tr> <td>燻蒸</td> <td>15万円</td> <td>4回 60万円</td> </tr> </table> <p>※新規利用事業者:前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けていない事業者 ※継続利用事業者:前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者 ※コンテナは20フィート40フィートに関わらず同額となります。 ※常熟港外と常熟港の重複受給は可。</p>	常熟港外			区分	単価	1年度あたりの上限	新規	4万円	30本 120万円	継続	3万円	30本 90万円	燻蒸	15万円	3回 45万円	バラ貨物	新規・継続	45万円 2隻 90万円	燻蒸	15万円	2回 30万円	常熟港			区分	単価	1年度あたりの上限	新規	5万円	30本 150万円	継続	4万円	30本 120万円	燻蒸	15万円	3回 45万円	バラ貨物	新規・継続	45万円 4隻 180万円	燻蒸	15万円	4回 60万円	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel:0996-25-3300
常熟港外																																														
区分	単価	1年度あたりの上限																																												
新規	4万円	30本 120万円																																												
継続	3万円	30本 90万円																																												
燻蒸	15万円	3回 45万円																																												
バラ貨物	新規・継続	45万円 2隻 90万円																																												
燻蒸	15万円	2回 30万円																																												
常熟港																																														
区分	単価	1年度あたりの上限																																												
新規	5万円	30本 150万円																																												
継続	4万円	30本 120万円																																												
燻蒸	15万円	3回 45万円																																												
バラ貨物	新規・継続	45万円 4隻 180万円																																												
燻蒸	15万円	4回 60万円																																												
薩摩川内港製材輸出促進補助金	薩摩川内港を利用して製材を輸出した企業(個人経営者を含む。)に対して交付する。なお、川内港貿易補助金及び川内港木材輸出促進補助金との重複受給はできません。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>新規利用事業名</td> <td>■コンテナ貨物(1個当たり) 6万円</td> <td>■1回当たりの上限額 180万円</td> </tr> <tr> <td>継続利用事業名</td> <td>■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円</td> <td>■1年度当たりの上限額 120万円</td> </tr> <tr> <td>新規継続利用事業名</td> <td>■バラ貨物(1kg当たり) 2万円</td> <td>■1回当たりの上限額 50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年度当たりの上限額 100万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※新規利用事業者:前年度及び前々年度に川内港補助金及び川内港製材輸出促進補助金の交付を受けていない事業者 ※継続利用事業者:前年度及び前々年度に川内港補助金及び川内港製材輸出促進補助金の交付を受けている事業者 ※コンテナは20フィート40フィートに関わらず同額となります。</p>	新規利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 6万円	■1回当たりの上限額 180万円	継続利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円	■1年度当たりの上限額 120万円	新規継続利用事業名	■バラ貨物(1kg当たり) 2万円	■1回当たりの上限額 50万円		■1年度当たりの上限額 100万円		薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel:0996-25-3300																														
新規利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 6万円	■1回当たりの上限額 180万円																																												
継続利用事業名	■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円	■1年度当たりの上限額 120万円																																												
新規継続利用事業名	■バラ貨物(1kg当たり) 2万円	■1回当たりの上限額 50万円																																												
	■1年度当たりの上限額 100万円																																													
農産品輸出促進トライアル補助金	薩摩川内港を利用した農畜産品等の輸出で新規輸出、または、新たな国新たな地域への輸出を行う荷主に対して交付する。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>補助費対象経費</td> <td>輸送に係る陸送・海上輸送・保管料・通関費</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>対象経費の2分の1(1事業者上限20万円)</td> </tr> </table>	補助費対象経費	輸送に係る陸送・海上輸送・保管料・通関費	補助金額	対象経費の2分の1(1事業者上限20万円)	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel:0996-25-3300																																						
補助費対象経費	輸送に係る陸送・海上輸送・保管料・通関費																																													
補助金額	対象経費の2分の1(1事業者上限20万円)																																													
小口混載サービス利用促進補助金	川内港を利用した外資定期コンテナ船を利用する利用運送事業者(第2種)による小口混載サービスを受けた事業者(個人事業者含む)	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>小口混載利用事業者</td> <td>■小口コンテナサービス利用(1回当たり) 1万円</td> </tr> </table> <p>※川内港貿易補助金との重複受給はできません。 ※10回及び29年度までを上乗。</p>	小口混載利用事業者	■小口コンテナサービス利用(1回当たり) 1万円	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel:0996-25-3300																																								
小口混載利用事業者	■小口コンテナサービス利用(1回当たり) 1万円																																													
リーファコンセント利用促進補助金	川内港冷蔵・冷凍用電源施設(リーファコンセント)を利用した事業者(個人事業者含む)	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>リーファコンセント利用事業者</td> <td>■鹿児島県が請求する冷蔵・冷凍用電源施設(リーファコンセント)料の1/2 ※鹿児島県港湾管理条例で1時間350円となっているリーファコンセント使用料1/2助成することで1時間あたり175円とする。</td> </tr> </table> <p>川内港冷蔵・冷凍用電源施設(リーファコンセント)を利用した事業者(個人事業者含む)</p>	リーファコンセント利用事業者	■鹿児島県が請求する冷蔵・冷凍用電源施設(リーファコンセント)料の1/2 ※鹿児島県港湾管理条例で1時間350円となっているリーファコンセント使用料1/2助成することで1時間あたり175円とする。	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel:0996-25-3300																																								
リーファコンセント利用事業者	■鹿児島県が請求する冷蔵・冷凍用電源施設(リーファコンセント)料の1/2 ※鹿児島県港湾管理条例で1時間350円となっているリーファコンセント使用料1/2助成することで1時間あたり175円とする。																																													
商品開発支援事業費補助金	<p>【補助対象者】</p> (1)生産、製造又は加工に至る一連の事業を営む者 (2)商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること (3)市税その他の市の徴収金に滞納がないこと <p>【補助対象事業】</p> (1)新たな商品を開発し、商品化する事業 (2)既存の商品を改良し、特産品化する事業 (3)開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業	(1)外部専門家による指導に要する経費 (2)調査研究に要する経費 (3)試作品の製作に要する経費 (4)デザイン及び印刷に要する経費 (5)広報等に要する経費 (6)品質検査に要する経費 (7)商標登録等に要する経費 (8)その他市長が必要と認める経費	補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を排除した額に100分の70を乗じて得た額(上限20万円)	日置市総務企画部商工観光課 商工政策係 Tel:099-248-9409 Fax:099-273-3063 E-mail:shoko@city.hioki.lg.jp																																										
霧島市農業の「稼ぐ力」向上プロジェクト推進事業補助金	市内の認定農業者、新規認定農業者、農業者の組織する団体等	農産物等の知名度の向上のためのPR活動を行うとともに、生産者団体等における農産物等の販売促進、6次産業化、有機JAS認証取得を支援する。 (1)会場使用料、借上費、資材購入費、印刷製本費 (2)認証取得費 (3)旅費(交通費、宿泊費)	対象経費の2分の1以内 上限額 (1)30万円 (2)10万円 (3)20万円	霧島市農政畜産課 農政第1グループ Tel:0995-64-0910 URL: https://www.city.kirishima.jp/nouchiku/20190605.html																																										
いちき串木野市トライアル輸出等支援事業	本市に事業所を有する事業者	(1)トライアル輸出又は試験販売に必要な商品輸送費、成分検査費用等に係る経費 (2)海外で開催される展示会等に出展する際に必要な旅費、出展料、商品輸送費、通訳翻訳費、広告宣伝費、機材使用料等に係る経費	(1)助成金の額 補助対象経費の2分の1以内の額 (2)上限額 1事業者につき40万円	いちき串木野市シティセールス課 食のまち・シティセールス係 Tel:0996-33-5640 E-mail: c-sales1@city.ichikikushikino.lg.jp																																										

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
串木野港開港促進補助金	市内に事業所を有し、串木野港を通じて外国との商取引を行う商社、製造業者又はこれらに類する事業者	(1)輸出・輸入・積戻し (2)まぐろ運搬船を活用した食品輸出経費のうち、貿易条件において輸出者が負担しなければならない経費で、関係書類等により金額の確認が可能なもの。(国内輸送費、通関・船積諸経費・海上運賃、各種手数料、各種証明書等申請料、貨物会場保険料など) ※まぐろ漁業母港基地化促進事業で、給付される対象は除く。 (3)不開港出入許可に係る経費	(1)コンテナ貨物：1個当たり2万円(コンテナの種類は問わない) ・バラ貨物：貨物1kg当たり1円 (2)経費の2分の1以内 (3) ・不開港出入許可手数料 ・不開港出入許可に係る串木野港以外の係留料 ・不開港出入許可に係る串木野港以外の網取り放し料 ・1補助事業対象貿易活動につき1補助事業者が受けることのできる補助金の限度額(輸出・輸入ともに20万円/回)かつ、1補助事業者が受けることのできる補助金の限度額：100万円/年度	いちき串木野市企画政策課 エネルギー 企業立地係 Tel:0996-33-5628 E-mail: seisaku2@city.ichikikushikino.lg.jp URL: http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/seisaku2/sangyo/boeki/hojo/kaiko.html
南さつま市販路拡大支援事業	(1)市内に事業所を有し、かつ、当該事業所において同一の事業を1年以上継続して営んでいること (2)市税に滞納がないこと (3)個人においては、1年以上市内に住所を有すること	(1)会場使用料、小間料金等会場の使用に係る費用 (2)展示装飾に係る費用 (3)展覧物の輸送に係る費用	(1)助成金の額 補助対象経費2分の1以内の額 (2)上限額 50,000円	南さつま市商工水産課商工振興係 Tel:0993-76-1606 E-mail:a_shoukou@city.minamisatsuma.lg.jp URL:http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/jigyosha/shigoto-sangyo/shokogyo-kigyoe018021.html
輸出促進支援事業補助金	(1)志布志市内に事業所を有していること (2)1回の事業につき、旅費については参加者1名が補助対象者である (3)志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと	海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会の参加(ウェブによる展示会、商談会参加及びサンプル送付含む)に係る経費	対象経費の2分の1以内。ただし、1回の補助限度額は200,000円。また、1事業者への年間の限度額は定めなし。	志布志市港湾商工課港湾振興係 Tel:099-472-1111 (内線251,253) E-mail: minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp
志布志港リーファーコンセント助成	志布志港新若浜地区コンテナターミナル内のコンテナ用リーファーコンセントを使用する事業者	志布志港新若浜地区コンテナターミナル内のコンテナ用リーファーコンセント使用料	リーファーコンテナ使用料の3分の1	志布志市港湾商工課港湾振興係 Tel:099-472-1111 (内線251,253) E-mail:minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp
志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して、コンテナ貨物の輸出入を行う事業者	輸出入コンテナ(実入り)における海上輸送費	【新規利用】 (1)助成額単価 ①輸入貨物:5千円/1TEU ②輸出貨物:1万円/1TEU (2)年間助成金限度額 ①輸入貨物:100万円/1荷主 ②輸出貨物:200万円/1荷主 【継続利用】 (1)助成額単価 ①輸入貨物:1千円/1TEU ②輸出貨物:2千円/1TEU (2)年間助成金限度額 ①輸入貨物:200万円/1荷主 ②輸出貨物:300万円/1荷主	志布志市港湾商工課港湾振興係 Tel:099-472-1111 (内線251,253) E-mail: minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp
志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金	(1)日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業(個人経営含む) (2)輸出する貨物が食品・農林水産品(ただし原木を除く)であること (3)志布志港に寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること	食品および農林水産品(ただし、原木を除く)の輸出に係る海上輸送費。なお、以下に該当する貨物は助成対象外貨物とする。 (1)志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金の交付を受けた又は受ける予定である貨物。 (2)食品輸出小口混載貨物助成事業の交付を受けた又は受ける予定である貨物。ただし、他の混載企業の同意が得られれば、代表企業の貨物を助成対象貨物とすることができる。	コンテナの種類に関わらず、1本につき20,000円。ただし、1荷主に対する年間助成金の限度額は500,000円。	志布志市港湾商工課港湾振興係 Tel:099-472-1111 (内線251,253) E-mail: minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp
志布志港食品輸出小口混載貨物助成事業(ドライ貨物・冷凍貨物)	(1)日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業 (2)船荷証券(B/L)の出しの荷主企業 (3)志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ貨物 (4)通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物 (5)複数企業によるコンテナ混載の食品貨物(LCL貨物)	コンテナ小口混載の食品貨物(LCL貨物)の輸出に係る海上輸送費。	(1)助成額単価 ドライ：4千円/1RT 冷凍：1万円/1RT (2)1コンテナへ混載する助成限度額 ドライ：1万2千円/1荷主 冷凍：2万円/1荷主 (3)年間助成金限度額 ドライ：12万円/1荷主 冷凍：20万円/1荷主	志布志市港湾商工課港湾振興係 Tel:099-472-1111 (内線251,253) E-mail: minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp
奄美市加工品販路拡大支援実証事業補助金	(1)市内に事業所を有する個人又は法人で農林水産物などの地域資源を活用した加工品製造者 (2)市内に事業所を有する個人又は法人で奄美群島外において加工品を販売し、又は販売しようとする者	(1)展示会、商談会等に係る参加料、小間料、賃借料及び旅費 (2)PRIに必要な資材の作成等に係る委託費 (3)Webデザイナー等への委託費 (4)加工品の輸送に係る運搬費 (5)ネット通販サイトでの販売に係る登録料(販売手数料を除く。) (6)パッケージ開発費 (7)その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の8以内 1者当たり40万円を上限	奄美市袖観光課袖特産係 Tel:0997-52-1148 E-mail: otsumugi@city.amami.lg.jp
南九州市「あなたの取組を応援します!」サポート補助金	(1)市内中小企業者等 (2)「新たに行う」販路拡大、顧客獲得に資するマーケティング事業 ※幅広く対応した補助金であり、輸出展開にも活用可能として掲載しております。	需用費、役務費、工事請負費、委託料、備品購入費	中小企業者等： 4分の3以内(10万円を上限) 団体： 3分の2以内(30万円を上限)	南九州市商工観光課商工水産係 Tel:0993-83-2511 E-mail:syoukou@city.minamikyushu.lg.jp URL:http://www.city.minamikyushu.lg.jp/syoukou/sangyo/shokogyo/documents/anatatorikumisupport.html